

東広島市監査公表第2号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、令和5年度定期監査を実施し、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

令和5年11月6日

東広島市監査委員 重 河 格
同 五 丁 和 夫
同 坂 元 百合子
(公 印 省 略)

令和5年度（上半期）定期監査結果報告書

第1 監査の対象

対象部局等	対象期間
健康福祉部 障害福祉課	令和4年度（令和5年3月末現在）
こども未来部 こども家庭課	令和4年度（令和5年3月末現在）
消防局 警防課	令和4年度（令和5年4月末現在）
選挙管理委員会事務局	令和4年度（令和5年5月末現在）
農業委員会事務局	令和4年度（令和5年4月末現在）

第2 監査の期間

令和5年5月11日から令和5年10月12日まで

第3 監査の着眼点

財務及び事務事業の執行等が法令に適合し正確であるか、効率的かつ効果的に行われているか。

第4 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、関係資料の検査・照合により審査するとともに、実地調査及び関係職員からの説明聴取を実施した。

なお、監査は東広島市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第5 監査の結果

第1から第4に掲げる事項のとおり監査した限りにおいて、次のとおり事務の一部に改善を要する事項が認められたため、必要な措置を講じ、適正な事務処理に改められたい。

なお、その他の事務については、関係法令等に従いおおむね適正に執行されていたが、軽微な事務処理誤り等については、監査時に改善を求めた。

健康福祉部 障害福祉課

補助金等交付事務

補助対象経費に、実際には支出していない予備費を含めて補助金の額を確定しているものがあった。

補助金交付要綱に基づき、適正な事務処理に改められたい。

第6 監査意見

補助金等交付事務について、補助対象経費に実際には支出していない予備費を含めて補助金の額を確定するという不適切な事務処理が見受けられた。

補助金の交付対象となる経費は、交付目的の達成のために直接必要となる経費であり、執行されていない予備費を補助対象経費とすることは認められないため、早急に改めていただきたい。

また、補助金の額の確定に当たっては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業等の成果が補助金の交付目的に適合しているか調査しなければならない。

実績報告を受けた場合においては、対象経費の適正性、また交付目的の妥当性について十分に精査し、補助事業の適正な執行の確認と事業効果の把握に努めていただきたい。